



島根県報

平成28年2月26日（金）

号外第22号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公企規程】

島根県企業局財務規程の一部を改正する規程

（企業局総務課） 2

島 根 県 公 営 企 業 管 理 規 程

島根県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成28年 2月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県公営企業管理規程第1号

島根県企業局財務規程の一部を改正する規程

島根県企業局財務規程（昭和40年島根県公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第16条の2中「申し出」を「申出」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 予算執行者は、前項の規定による納入通知書の送付に代えて、当該納入通知書に記載すべき事項を電子情報処理組織（予算執行者又は企業出納員の使用に係る電子計算機と出納取扱金融機関の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第24条及び第24条の3において同じ。）を使用する方法により提供することができる。

第24条第3項中「前項」を「第3項」に改め、「支払引受書（口座振替）」の次に「（当該支払引受書（口座振替）に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）」を加え、同項を同条第5項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 4 出納取扱金融機関は、管理者が適当と認めるときは、前項の規定による支払引受書（口座振替）の提出に代えて、当該支払引受書（口座振替）に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供することができる。

第24条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 企業出納員は、前項の規定による支払依頼書の送付に代えて、当該支払依頼書に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供することができる。

第24条の3に次の1項を加える。

- 2 企業出納員は、前項の規定による資金交付書の交付に代えて、当該資金交付書に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供することができる。

別表第1 電気事業会計勘定科目表の資産の部中

		減価償却累計額	
	八戸川送電設備		

を

		減価償却累計額	
	江津地域拠点工業団地太陽 光発電設備	土地	発電所用地 道路用地 その他土地
		建物	鉄筋コンクリート造 鉄骨造

		構築物	ブロック造 木造 その他構築物
		機械装置	発電設備 配電盤開閉装置 受電設備 自動制御装置 その他機械装置
		諸装置	通信電灯電力装置 その他装置
		備品	車両運搬具 工具器具及び備品
		リース資産	
		リース資産減価償却累計額	
		無形固定資産	借地権 地上権 特許権 施設利用権 電話加入権 営業権 リース資産 その他無形固定資産
		減価償却累計額	
	三隅港臨海工業団地太陽光 発電設備	土地	発電所用地 道路用地 その他土地
		建物	鉄筋コンクリート造 鉄骨造 ブロック造 木造 その他構築物
		構築物	その他構築物
		機械装置	発電設備

		諸装置	配電盤開閉装置 受電設備 自動制御装置 その他機械装置
		備品	通信電灯電力装置 その他装置
		リース資産	車両運搬具
		リース資産減価償却累計額	工具器具及び備品
		無形固定資産	
			借地権
			地上権
			特許権
			施設利用権
			電話加入権
			営業権
			リース資産
			その他無形固定資産
		減価償却累計額	
	八戸川送電設備		

に改める。

附 則

この規程は、平成28年 3 月 1 日から施行する。